

2017年3月31日

防衛省設置法等の一部を改正する法律案に対する代表質問

民進党・無所属クラブ
衆議院議員 青柳 陽一郎

民進党の青柳陽一郎です。私は、ただ今議題となりました、防衛省設置法等の一部を改正する法律案について質問させていただくと共に、今般の防衛省・自衛隊をめぐる様々な問題について、政府、とりわけ稲田防衛大臣の姿勢を厳しく問いたいと思います。

2006年防衛庁省昇格関連法が臨時国会で成立し、翌年1月9日に防衛省が発足しました。それから10年、防衛省は今、危機的状況にあるのではないのでしょうか。

その当時の国会審議において、自民党の石破元防衛庁長官は文民統制に関し「問われるのは、まさしく、誰がどのように機能させるのか。機能させる側が問われている」さらに「問われているのはユーザーである国民の代表たる文民、政治家にとって、この組織は使いやすい組織なのか、使いにくい組織なのかということだ」と説いています。

今、問われていることは、まさに稲田大臣のシビリアンコントロールを機能させる能力の欠如であり、防衛省の組織の在り方そのものであります。

このような状況で、重要な法改正である今回の防衛省設置法及び自衛隊法を審議できるのか、それよりも先に防衛大臣のシビリアンコントロールの回復、防衛省・自衛隊のガバナンスの回復が先ではないか、議場にいるすべての国会議員に問いたいと思います。

南スーダンPKOについて、さる3月10日、安倍総理は南スーダンPKOからの自衛隊部隊の撤収を発表しました。5年以上の長きにわたり、厳しい環境の下で国際貢献の尊い任務を懸命に果たしてこられた多くの自衛隊員の皆さんに対し、最大限の敬意を払うと共に、現在派遣されている隊員が最後の一人まで無事に帰国されることを心から願うものです。

1. わが党はこの南スーダンPKOについて、2月21日に、自衛隊施設部隊を撤収させるべきとの見解を明確に表明いたしました。派遣決定当初のマンデートが変更され、本来想定されている任務では対応が困難なこと、現地の厳し

い治安情勢が流動化していると考えられること、そしてシビリアンコントロールが十分に機能していない状態での任務継続には重大なリスクがあること、我々は政治の責任として、自衛隊員の命を守るために部隊を撤収させるべきと申し上げてきました。

その意味で、今回の政府の撤収の判断自体は評価します。しかし、総理が説明した「施設整備に一定の区切り」「国内の安定に向けた政治プロセスの進展」などという理由は、正直な説明とは思えません。

私ども民進党は、五原則とは別に新たに閣議で定められた、いわば六原則目、「安全を確保しつつ有意義な活動を実施することが困難と認められる場合」に該当しているから撤収を決めたと考えますが、大臣の見解を求めます。

そして重要なことは、この南スーダンPKOの日報をめぐり数々の問題が発生していることであります。現地部隊が厳しい環境下で任務を遂行し、日々の状況、今後の活動計画等について詳細に記しているのが、この日報です。現地部隊の貴重な生の情報です。

この日報に対する情報公開請求を一顧だにせず、その日報が防衛省内に保存されていたにも関わらず、これを存在しないとして不開示決定を行ったとは、何事か、とにかく事実を隠そうとする政権の隠蔽体質の表れと言わざるを得ません。

2. 不開示決定を行い、その後指摘を受けて再調査を命じた後、日報がやはりあったと分かってから、1ヶ月にわたって大臣に報告すら上がってこなかったとは、まさにシビリアンコントロールが機能していない何よりの証左ではないでしょうか。

大臣は「私に報告がなかった」などと答弁をされていましたが、大臣ご自身の組織に対する統率力、危機管理能力に様々なところから大きな疑問符が付けられていることをそろそろお気づきになるべきです。

こうした指摘について稲田大臣の受け止めをお伺いいたします。

3. そして問題はこれに留まりません。統合幕僚監部だけでなく、陸上自衛隊内にも日報が存在していたことが明らかになった際、陸自が日報を保管していたことを公表するため、その資料を準備していたにも関わらず、統幕の意向でこれを間もなく廃棄した、いわゆる背広組の意向を受けた廃棄作業でも、確実にこれを確認する作業まで行われたなど、信じがたいことが次々に報道によって明らかになっている有様です。

事実だとすれば、これは組織的な隠蔽以外の何ものでもなく、由々しき事態

だと断じざるを得ません。安全保障に関わる議員の一人として誠に残念でなりません。

義憤に駆られた関係者からこうした情報が外に出て報道されていくという、状況そのものが実に深刻です。リークや責任のなすり合いのオンパレードで、組織そのものがシビリアンコントロールも大臣の統制も機能していない状況に陥っている。真面目に職務にあたっている隊員や職員のためにも、防衛省、自衛隊の抜本的な組織改革、意識改革が先決です。

防衛大臣は防衛省、自衛隊のこうした現状をどう評価し、具体的にどのような改革していくのか、真摯にお答え下さい。

また、この日報問題について、政府与党に対し一言抗議申し上げます。

安全保障委員会理事会において真相解明を求めるわが党の後藤筆頭理事に対する不誠実な対応であります。政府与党は、防衛省に対する信頼回復のために、誠実な対応を行うよう強く求めます。

4. 特別防衛監察の実施は必要ですが、過去の事例では調査に短くても数ヶ月かかりそれを待つわけにはいきません。まずは統幕監部、陸幕長等の幹部職員だけでもご自身で聞き取った結果を直ちに、今日でも明日でも早急に公表し、国民に対して責任を持って説明すべきと考えます。

特別防衛監察の実施中は何も答えられないというのは、逃げの答弁以外の何ものでもありません。

稲田防衛大臣に直ちに調査の中間報告を求めます。この中間報告について早急に、きちんと対応すると約束してください。

具体的な時期を明言していただきたく答弁を願います。

5. 今回の一連の不祥事を顧みれば、防衛省、自衛隊にも大きな問題があると言わざるを得ません。防衛省・自衛隊の隠蔽体質が、残念ながら確実に存在していることが明らかになりました。

防衛省・自衛隊は今一度襟を正し、組織のウミを出し尽くす抜本的な改革の断行が必要です。大臣の資質やシビリアンコントロールの喪失、防衛省のガバナンスの問題が解決されないまま今回、淡々と防衛省設置法等改正案を出してくる姿勢そのものが本質を見ていないのではないのでしょうか。

法案の必要性を認めないとは言いませんが、国会の場に、自らの組織改編を定める法案を出すのであれば、まず問われている自らの改革の決意を示すのが先ではないのでしょうか。改めて苦言を呈し、大臣の見解を伺います。

6. 防衛省設置法等改正案について、今回の法案と、参議院で議論が続いている日豪、日英ACSAがそれぞれ定められることにより、イギリス軍及びオーストラリア軍にも、弾薬の提供は可能となるのか、改めて確認させていただきます。

もしこの弾薬提供が可能ということであれば、先方から具体的にそうしたニーズが示されたのか、ご答弁を願います。

更に、イギリス軍やオーストラリア軍と自衛隊が訓練を行う際、物品役務の提供を行うことを想定していると思いますが、豪英両軍と自衛隊の訓練とは、具体的にどのようなケースを想定されているのか、併せてお答え下さい。

7. 陸上総隊の新編についても伺います。今回の法案では、陸上自衛隊部隊の一体的運用を図る必要がある場合に、各方面隊を陸上総隊司令官の指揮下に置くことができる、としています。

航空自衛隊、海上自衛隊にはそれぞれ、航空総隊、自衛艦隊が置かれていますが、陸上自衛隊にはこうした組織はありませんでした。一体的運用を重視するよりも、旧ソ連の侵攻に備えるために五方面隊を隙間無く配備することを重視したからであるとか、旧陸軍が強大な権力を持って暴走した経緯を踏まえて、指揮権限の一体化は組織の肥大化を招くとして行わなかったという理由もこれまで指摘されてきました。

その上で、今回の法案では従来の体制を変更し陸上総隊を新たに設けることとしていますが、その背景と必要性は何なのか、お答え下さい。

最後あえて申し述べます。

我が国、特に我が国周辺の安全保障環境が厳しさを増していることは論を俟ちません。外交政策とは別に幅広い視野から国民の生命財産、領土領海領空をしっかりと守っていくためにどのような政策を取っていくのか、骨太な議論をすべき時です。

それにもかかわらず「稲田大臣に国は守れるのか、統率力はあるのか、防衛大臣は危機管理が仕事なのに、国会の場で自らが危機をつくっている」、

「大臣と防衛省幹部との関係もうまくいっているのか疑問がある」こうした厳しい文言は、全て最近の新聞各紙の見出しや記事から拾ったものです。

「改善すべき隠蔽体質があるなら、私の下で改善していく」と稲田大臣が国会で答弁しても、ご自身の言葉は踊っても、部下の皆さんはもはや踊りません。

大臣が一刻も早く身を引かれることが防衛省・自衛隊改革の最初の一步だと申し上げ質問を終わります。有り難うございました。